

消防用設備保守管理業務仕様書

1 委託業務概要

- (1) 名 称 令和2年度福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校消防用設備保守点検業務委託
- (2) 場 所 双葉郡広野町中央台一丁目6番地3
福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校
- (3) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 目 的 福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校の消防設備等について、その機能を常に正常な状態に維持し、また、当学校の効率的な業務運営を確保するため、関係法規及び以下に定める事項により保守管理業務を委託する。

2 業務内容

- (1) 消火設備等の点検・調整に関すること。
(2) その他必要と認められる立会い、点検、修理等に関すること。

3 保守管理業務対象庁舎

福島県立ふたば未来学園中学校・高等学校

4 保守管理業務対象設備

別記1のとおり

5 保守管理業務の実施

- (1) 保守管理業務は、別記2に定める「保守管理業務細目」（以下「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目に定めがなくても、保守管理業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 業務従事者名簿を提出し、福島県立ふたば未来学園高等学校職員（以下「担当職員」という。）の承諾を受けること。また、業務従事者は業務中においては作業員証を携行すること。さらに、緊急連絡体制図及び代替要員体制図を担当職員に提出すること。
- (4) 業務の結果、異常を発見した場合は、直ちに適切な処置を行い、障害発生を未然に防止し、また、障害が発生した場合は、直ちにその障害を取り除くとともに、担当職員にその結果を報告すること。
- (5) 業務実施日以外の日において、担当職員が急遽異常を発見し、直ちに適切な処置を行わないと障害発生を防止できない場合、あるいは、すでに障害が発生していて、直ちにその障害を取り除かなければならない場合で、担当職員が業務従事者を直ちに召

集するため受注者に連絡したときは、遅滞なく業務従事者を派遣させること。

(6) 修理等については次による。

- ア 突然障害が発生した場合は、直ちに担当職員に連絡し、指示により速やかに応急処置を行うこと。
- イ 業務の結果、修理を要すると認めたときは、その都度遅滞なく担当職員に報告し、指示を受けること。
- ウ 保守管理業務に要する光熱水費及び設備消耗品は発注者の負担とし、保守管理業務において使用する消耗品は、受注者の負担とする。

6 業務内容の報告及び記録

- (1) 業務報告書を、業務終了後速やかに担当職員に作成提出し、担当職員の承諾を受け、また必要な期間保存すること。
- (2) 主な報告及び記録の内容は下記のとおりとする。
 - ア 業務の結果
 - イ 異常や障害が生じた場合の記録（現況写真を添付すること。）及び処理結果
 - ウ その他担当職員が必要と認めた内容

7 業務従事者

- (1) 上記2の業務を実施するに当たり、業務従事者を2名以上とする。また、その中から総括責任者を1名選出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 業務従事者の構成は以下のとおりとする。

ア 第1種消防設備点検資格者の資格を有する者	1名以上
イ 甲種又は乙種第1類消防設備士の資格を有する者	1名以上
ウ 甲種又は乙種第4類消防設備士の資格を有する者	1名以上
エ 乙種第6類消防設備士の資格を有する者	1名以上

※ アからエについて、重複している者がいてもよい。
- (3) 業務従事者は、設備の点検等上記2の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀者とする。
- (4) 発注者は、業務従事者として不適当と認めた者については、受注者と協議の上、交代させることができる。
- (5) 受注者は、業務従事者が転任や転職等のため、当該委託業務の業務従事者の職を下りる場合には、原則として事前に発注者の承諾を受け、交代者と十分に引き継ぎを行い、業務に支障ないようにすること。

8 常駐の必要性

当該保守管理業務について、常駐の必要はない。

9 受注者の義務

- (1) 受注者は、緊急の事態に備え、発注者の依頼に基づき、速やかに対応できる体制を確保しておかなければならない。
- (2) 受注者は、上記1の(3)の委託期間中、当該委託業務の他に、受注者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、発注者が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはいけない。

10 相互協力

発注者及び受注者は、当該保守管理業務に必要があるものについては、相互に協力し、適切な業務を行うものとする。

11 自動火災報知器等保守管理

(1) 保守の基準

消防用設備等については、消防法施行規則第31条各号に基づき、定期点検若しくは随時点検を行い、消設備機能を常に正確完全な状態に保守するものとする。

なお、対象設備の内訳は別記3「点検明細書」のとおりとする。

(2) 保守の要領

定期保守点検は定期巡回方法で下記のとおり行い、随時点検は設置者より故障発生の連絡があった場合に行うものとする。

点 檢 区 分	点検実施の回数	点検実施月
1 定期点検	計 2回	
・機器点検	1回	8月
・総合点検	1回	1月
2 隨時点検	隨 時	

※総合点検には絶縁測定も含めることとする。

(3) 点検実施の協議

点検実施期日は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

(4) 設置者への助言

受注者は、保守点検の際に判明した故障原因等、設置者の管理上必要と認められる事項について、その都度助言と指導を行うものとする。

(5) 障害時の対応

受注者は、受託業務実施の際に、発注者の設備に故障を発見したとき及び故障発生の連絡を受けたときは、速やかに復旧工事を講ずるものとし、復旧修理のため日時を要するときは、受注者は、発注者復旧時間を予告し、火災報知器を一時停止することができる。

なお、復旧修理が完了したときは発注者に報告し、発注者は直ちに検査を行うものとする。

(6) 保守点検材料等

消防設備等の点検に要する材料は、受注者の負担とする。ただし、次に挙げる費用は発注者の負担とし、その都度受注者が請求するものとする。

ア 発注者の都合により行う工事又はレイアウト等の変更による設備の移設あるいは改修を必要とする場合

イ 設備の破損、若しくは老朽化による機器の交換・更新が生じた場合

別記 1

消火設備等保守管理業務対象設備

1 消火器点検 消火器 118 本
(機能点検 12 本)

2 消火栓設備 消火栓（消火栓箱、表示灯）41 基
加圧送水装置 1 個
起動用スイッチ、音響装置 1 個
呼水槽、常用電源 1 個
操作盤、表示盤 1 個

別記 2

消火設備等保守管理業務細目

1 法令等

消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6、昭和50年4月1日付け消防庁示第3号、昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号及び建設省住宅局建築指導課通第436号の規定に基づき、法定点検・内容を実施する。

2 外観・機能点検

設備の適正な配置・損傷・漏水等の有無その他外観から判別できる事項を確認し、また簡易な操作により判別できる事項を確認する。

3 総合点検

設備の全部若しくは一部を作動させ使用することにより、総合的な機能を設備の種類に応じて確認する。

別記3

点検明細書

1	自動火災報知設備	発信器（R型）	4 1 台
		中継器	1 5 台
		表示灯	4 1 台
		音響装置	1 台
		消火栓起動装置	2 台
		常用電源交流電源	1 台
		予備電源蓄電池設備	1 台
2	感知器	アナログ式熱感知器	6 9 個
		自動試験機能付熱感知器	3 9 0 個
		光電式煙感知器	3 1 9 個
3	誘導灯及び誘導標識	誘導灯	7 3 灯
		誘導標識	9 2 灯
4	避難器具	梯子（ロープ又は金額）	4 個
5	非常電源専用受電設備	高圧受電設備	1 箇所
		保護継電器（過電流）	1 箇所
		保護継電器（地絡）	1 箇所
6	非常警報設備（放送設備）	増幅器操作部（自動火災報知設備連動）	一式
		スピーカー	4 3 8 個
		音響調整器	一式
		常用電源	1 個
		非常電源	1 個